

# 2020年度 入学料免除及び徴収猶予について

先に申請のありました入学料免除及び入学料徴収猶予の審査結果について決定しましたので、通知します。

学生証を所属支援室学生支援（東京キャンパスは教務）で提示のうえ判定結果を確認し、納付期限までに入学料を納付してください。納付期限は下記のとおりです。

期限までに納付しなかった者は、学群学則第54条第1項第5号又は大学院学則第60条第1項第4号により除籍となりますので念のため申し添えます。

## 記

- ・ 徴収猶予許可者以外の納付期限

2020年12月16日（水）

- ・ 徴収猶予許可者の納付期限

2021年2月26日（金）

2020年11月17日

筑波大学長

永田 恭介